

募集型企画旅行条件書



この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び契約が締結された場合は同法第12条の5に定める契約書面の一部になります

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面および同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、(株)クロス・インターナショナル(東京都港区新橋5-27-1 観光庁長官登録旅行業1584号)(以下「当社」といいます)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- (2) 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、ホームページまたはパンフレット等、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます)および、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によります。

3-1. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1) 当社又は「委託販売欄」に記載された当社の委託営業所(以下「当社」といいます)にて必要事項をお申し出のうえ、ホームページ・パンフレット等に記載した申込金を添えてお申し込みいただけます。なお、申込金の額は、原則として旅行代金の20%以内となります。当社業務の都合上、専用書面・画面に必要事項を記入いただく場合もございます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。
- ホームページにてお申し込みの場合、当社は当社サイトにて所定の事項を入力の上、サイト上にクレジットカードにより次に定める申込金を添えてお申し込みいただけます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときにその一部として繰り入れます。旅行契約は当社が申込金を受領し、契約の締結を承諾したときに成立するものといたします。
- 旅行契約は予約完了時に「契約締結承諾書面」を表示したときに成立いたします。

旅行代金	申込金(おひとり)	
	出発日の前日から起算してさかのぼって60日目にあたるとき	出発日の前日から起算してさかのぼって61日目以前
50万円以上	10万円以上旅行代金まで	10万円以上旅行代金の20%以内
30万円以上 50万円未満	5万円以上旅行代金まで	5万円以上旅行代金の20%以内
15万円以上 30万円未満	3万円以上旅行代金まで	3万円以上旅行代金の20%以内
10万円以上 15万円未満	2万円以上旅行代金まで	2万円以上旅行代金の20%以内
10万円未満	旅行代金の20%以上旅行代金まで	旅行代金の20%

- (2) 【1】当社は電話、郵便およびファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点で旅行契約は成立しております。当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内にお申し込み内容を確認の上、申込金の支払いを行います。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社はお申し込みがなかったものとして取り扱います。
- 【2】ネット予約・店舗でお支払いをする場合には当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して2日以内にお申し込み内容を確認のうえ、申込金の支払いを行います。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社はお申し込みがなかったものとして取り扱います。
- (3) 旅行契約は、電話によるお申込みの場合、本項(2)により申込金を当社が受領したときに、また、郵便又はファクシミリでお申し込みの場合は、申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに、成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込の場合であっても、通信契約および契約を成立させるときは、第25項(3)の定めにより契約が成立します。
- (4) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表として契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (5) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。契約責任者は、第29項による第三者提供が行なわれることについて、構成者本人の同意を得るものとします。
- (6) 当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (7) 当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3-2. ウェイティングの取扱いについての特約

- 当社は、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であっても、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様に旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下「ウェイティングの取扱い」といいます。)をすることがあります。
- (1) お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間(以下「ウェイティング期間」といいます。)を確認の上、申込書と申込金相当額をご提出いただけます。この時点で旅行契約は成立しております。また、当社は、将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。
 - (2) 当社は、前(1)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充てます。
 - (3) 旅行契約は、当社が前(2)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社にお客様に発した時(ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時)に成立するものとします。
 - (4) 当社は、ウェイティング期間中に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
 - (5) 当社は、ウェイティング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申出が

あった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消対象期間にあつたときでも当社は取消料をいたしません。

4. お申し込み条件

- (1) 20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (4) お客様が当社に対して暴力行為又は不当な要求行為等取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (5) お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (6) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出下さい(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちに申し出ください)。あらかじめ当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。
- (7) 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面ですれを申し出ていただくことがあります。
- (8) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただきます。なお、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担となります。
- (9) 当社は、本項(1)(2)(6)(7)(8)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申し込みの日から、(6)(7)(8)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- (10) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は治療を必要とする状態になったとき、お客様が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかるとの費用はお客様の負担となります。
- (11) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別行動を受け付ける場合があります。この事由による旅行開始日の前日までにお渡します。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しますことがあります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1) 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しいたします。契約書面はホームページ・パンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- (2) 本項(1)の契約書面を補充する書面として、当社らはお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表と称するものと旅行開始日の前日までにお渡しいたします。(原則として旅行開始日の2週間前～7日前)にはお渡しするよう努めますが、年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の間際にお渡しすることがあります。この事由による旅行開始日の前日までにお渡しいたします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって60日目に当たる日以降、21日目にあたる日以前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたるとき以降にお申し込みの場合は、旅行開始日の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。また、当社とお客様が第25項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無くして旅行代金(申込金、追加代金として表示したものを含みます)や第15項に規定する取消料・違約料、第10項に規定されている追加代金および第14項記載の交替手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

7. 旅行代金について

「旅行代金」は、第3項(1)の「申込金」、第15項(1)の【1】の「取消料」、第15項(1)の【2】の「アの違約料」、および第24項の「変更補償金」の額の算出の基礎となります。募集広告又はホームページ・パンフレット等における「旅行代金」の計算方は、「旅行代金」として表示した金額」プラス「追加代金」として表示した金額」マイナス「割引代金」として表示した金額」となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等運送機関の運賃・料金(この運賃・料金は、運送機関の課す付加運賃・料金(原価)以外の水空の異常な変動に対応するため、一定の範囲および一定の条件に限らるる旅行者による一割に課せられるものに限ります。)を含みます。また、等級の選択ができるコースと特定の等級を利用するコースとがあり、ホームページ・パンフレット等に明示します。
- (2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所/旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます)
- (3) 旅行日程に明示した観光の料金(バス料金、ガイド料金・入場料)
- (4) 旅行日程に明示した宿泊の料金および税・サービ料金(旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。ホームページ・パンフレット

- 等に特に別途の記載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします)
- (5) 旅行日程に明示した食事の料金および税・サービ料金
- (6) 航空機による手荷物の運搬料金
航空会社の定める無料手荷物許容量以内の手荷物運搬料金(ご利用航空会社及び、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくはご利用航空会社へお尋ねください。なお、手荷物の運送は当該利用運送機関が行い、当社は運送機関への運送委託手続きを代行するものです。また、航空会社の手荷物有料化に伴い一部含まれない場合もございます。)
- (7) 現地で手荷物の運搬料金(一部含まれないコースがあります。)但し、一部の空港・駅・港・ホテル(一部含まれない等の理由により、お客様ご自身に運搬していただく場合があります。)
- (8) 添乗員同行コースの同行費用
上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。
- (9) 燃油サーチャージ込みコースの燃油サーチャージ
該当コースについては、航空会社の定める燃油サーチャージの増額・減額があった場合も追加徴収および返金はいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

- 前項(1)から(9)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。
- (1) 超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について)
- (2) 各航空会社により設定される手荷物運搬料金および、有料の機内食や飲み物代金等、および前項(6)における航空会社定める手荷物の有料分
- (3) グループご用、電報電話料、ホテルのボーイ・メイドに対する心付けその他の追加飲食等個人の随意的な消費費用およびそれに伴う税・サービ料金
- (4) 渡航手続関係諸費用(旅券印紙代・査証料・予防接種料金・渡航手続代行料金)
- (5) ご希望のみ参加されるオプション・ツアー(別途料金の小旅行)の料金
- (6) 運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)
※航空会社の定める付加運賃・料金の額が変更された場合は、増額になったときは不足分を追加徴収し、減額になったときはその分を返金します。(前項(9)のコースの燃油サーチャージは除きます)
- (7) 旅行日程に明示した国・都市において、現地で直接徴収される宿泊等の税金・諸税、およびリゾートフィー等ホテルが独自に課金する追加費用(新設されたものを含む。ただし、当該宿泊税等を含んでいることを当社がホームページ・パンフレット等で明示した場合は除きます。)
- (8) 日本国内の空港施設使用料等
- (9) 日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費および旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費
- (10) 旅行日程中の国際観光客税、空港税等(ただし、国際観光客税、空港税等を含んでいることを当社がホームページ・パンフレット等で明示したコースを除きます。)
- (11) 特別な配慮・処置に要した費用

10. 追加代金と割引代金

- (1) 第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ旅行代金の中に含めて表示した場合を除きます)
- 【1】お1人部屋を使用された場合の追加代金
- 【2】ホームページ・パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金
- 【3】「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の追加代金
- 【4】ホームページ・パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金
- 【5】ホームページ・パンフレット等で当社が「C・Fクラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に要する運賃差額
- 【6】国内線特別別当プラン
- 【7】その他ホームページ・パンフレット等で「×××追加代金」と称するもの(ストリートチェック追加代金、航空会社指定ご希望をお受けする旨ホームページ・パンフレット等に記載した場合の追加代金等)
- (2) 第7項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ、割引後の旅行代金を設定した場合を除きます)
- 【1】ホームページ・パンフレット等で当社が「トリプル割引」等と称し、1つの部屋に3人以上が宿泊することを条件に設定した1人あたりの割引代金
- 【2】その他ホームページ・パンフレット等で「〇〇割引代金」と称するもの

11. 旅券・査証について

- (1) ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社らは、所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社らはお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。
- (2) 渡航先の国又は地域によって旅行に有効残存期間を必要とする場合や査証を必要とする場合があります。ホームページ・パンフレット等又は別途お渡しする書面記載内容をご確認ください。

12. 旅行契約内容の変更

- (1) 当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画に異なる運送サービスの提供その他当該事由の発生し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当該事由との関連し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明いたします。
- (2) 当社が旅行企画・実施する募集型企画旅行商品の航空券は、ホームページ・パンフレット等に特に記載ある場合を除き、IT運賃(包括旅行運賃)を適用しているため、当社が予約・発券済み航空便の全区間を利用することが条件となります。お客様の都合により復路もしくは一部区間の便に搭乗されなかった場合には、航空会社の運賃条件・規定に基づき、便道普通運賃等を請求させていただきますことがあります。

13. 旅行代金の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き追加代金・割引代金の額の変更は一切いたしません。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に於ける日より前にお客様に通知いたします。
- (2) 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- (4) 第12項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けた旅行サービスに対して取消料、違約料その他の取扱いを支払い、又はこれらを支払わなければならない費用を含む)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (5) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をホームページ・パンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

14. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として11,000円(消費税込)をいただきます(既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります)。また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り渡した方が、この旅行契約に関する一切の権利および義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

15. 旅行契約の解除・払い戻し

(1) 旅行開始前

【1】お客様の解除権

ア. お客様は次表に記載した取消料(おひとりにつき)をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込み店の営業時間内にお受けします。
 注)貸切り航空機を利用する募集型企画旅行契約および旅行日程中に3泊以上のクルーズ日程を含む募集型企画旅行契約(日本発着時に船舶を利用するコースを除く)の場合は、ホームページ・パンフレットまたはコースページに明示している金額を取消料として申し受けます。

区分	取消料
一 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約並びに本邦外を出発地及び到着地とする募集型企画旅行(次項から第四項に掲げる旅行契約を除く。)	
イ 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって四十日目に当たる日以降に解除するとき(口から二までに掲げる場合を除く。)	旅行代金の10%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合(ハ及び二に掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%以内
ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合(二に掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%以内
ニ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
三 本邦出国時又は帰国時に、航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取付条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称並びに航空券取消料及び航空券取消料等の金額を明示したものに(次項に掲げる旅行契約を除く。)	
イ 旅行契約締結後に解除する場合(口からホに掲げる場合を除く。)	旅行契約解除時の航空券取消料等の額以内
ロ 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって四十日目に当たる日以降に解除するとき(ハからホまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の10%又は旅行契約解除時の航空券取消料等のいずれか大きい額以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合(二及びホに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等のいずれか大きい額以内
ニ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合(ホに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%又は旅行契約解除時の航空券取消料等のいずれか大きい額以内
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
三 旅行日程中に3泊以上のクルーズ日程を含む募集型企画旅行契約(次項に掲げる旅行契約を除く。)	
イ 日程に含まれるクルーズに係る取消料規定の取消料収受期間の起算日であるクルーズ開始日を旅行開始日と読み替えた期間内に解除する場合(口に掲げる場合を除く。)	① クルーズ中の泊数が当該募集型企画旅行の日程中の宿泊数(航空機のもの)を除く。② において同じ。)の50%以上の当該期間に対応するクルーズの取消料収受期間の区分に適用される取消料率の2分の1に相当する率以内 ② クルーズ中の泊数が当該募集型企画旅行の日程中の宿泊数の50%未満のもの当該期間に対応するクルーズの取消料収受期間の区分に適用される取消料率の4分の1に相当する率以内
ロ 旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
四 貸切り航空機を利用する募集型企画旅行契約	
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって九十日目に当たる日以降に解除する場合(口から二までに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合(ハ及び二に掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%以内

ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目に当たる日以降に解除する場合(二に掲げる場合を除く。)	旅行代金の80%以内
ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
五 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。
注【ピーク時】とは、十二月二十日から一月七日まで、四月二十七日から五月六日まで及び七月二十日から八月三十一日までをいいます。	
備考	
(一)取消料の金額は、契約書面に明示します。	
(二)本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別添特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けるところを開始した時以降をいいます。	
(三)第二項の場合において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じなかったときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として取り扱ひ航空会社より航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料の額として取り扱ひます。	

イ. お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

- ア. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第24項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限りです。
- イ. 第13項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
- カ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ク. 当社がお客様に対し、第5項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡しできなかったとき。
- ク. 当社がお客様に対し、第5項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡しできなかったとき。
- ウ. 当社は本項(1)の【1】の【ア】により旅行契約を解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(1)の【1】により、旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しいたします。
- エ. 日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は原則として旅行実施を取りやめます。但し、十分な安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合(当社が旅行を実施する場合)、お客様が旅行をお取消しになるときは、所定の取消料のみを請求いたします。
- オ. お客様のご都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等の行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消とみなし、所定の取消料を収受します。
- カ. 当社の責任とならない各種ローンの取扱いおよびその他選航手続上の事由に基づきお取消しになる場合も、所定の取消料を収受します。

【2】当社の解除権

- ア. お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)の【1】に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- イ. 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。
- ア. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- イ. お客様が第4項(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。
- ウ. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
- エ. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあることが認められたとき。
- オ. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- カ. お客様の人数がホームページ・パンフレット等に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は4/27~5/6、7/20~8/31、12/20~1/7に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目に於ける日より前に、また、同期間以外に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目に於ける日より前に旅行中止のご通知をいたします。
- ク. スターを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいは当社が極めて大きいとき。
- ク. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、ホームページ・パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ケ. 上記 h の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が出たとき。但し十分に安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合の取消料については、本項(1)の【1】の【エ】に準じます。
- コ. 上記 h の一例として、新規に就航する航空会社および新規に就航する路線を利用する場合、ならびにチャーター便を利用する場合において、航空会社による関係国政府の許可取得ができないことにより運送サービスが中止されたとき。

- ウ. 当社は本項(1)の【2】の【ア】により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しをいたします。また本項(1)の【2】の【イ】により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。
- (2) 旅行開始後の解除
- 【1】お客様の解除・払い戻し
- ア. お客様のご都合により途中で離断された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- イ. 旅行開始後であっても、お客様の責任でない事由によりホームページ・パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなど当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
- ウ. 本項(2)の【1】の【イ】の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスが当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責任に帰すべき事由によらない場合には、当該金額から、当社が当該旅行サービス提供機関等に対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
- 【2】当社の解除・払い戻し

- ア. 旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様からあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。
- イ. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。
- イ. お客様が第4項(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。
- ウ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への不従、これらの者又は同行の他旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体旅行の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- カ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- エ. 上記 d の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が発出され旅行の継続が不可能になったとき。
- イ. 解除の効力および払い戻し
- 本項(2)の【2】の【ア】に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、本項(2)の【2】の【ア】の責任を負いません。【1】天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止【2】運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害【3】運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止【4】官公署の命令、又はそれによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止【5】自由行動中の事故【6】食中毒【7】盗難【8】運送機関の遅延・不通・スケジュール変更、経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- (3) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日より起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額は1人あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)といたします。
- (4) 航空運約料または航空会社の定めにより日程上実際に利用できない複数の予約(重複予約)をお持ちの場合、航空会社との予約が取り消されたとしても当社は責任を負いません。
- (5) 手配代行者とは、お客様に提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空・鉄道・バス・ホテル・レストラン等)の手配を当社に代わって手配する者をいいます。なお、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空・鉄道・バス・ホテル・レストラン等)の故意または過失により、お客様に損害が発生したときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。

- (1) 当社は、第13項(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合は又は前15項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合でも、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始後の解除に払い戻しがあった場合は解除の日より起算して7日以内に、旅行代金の減額は旅行開始後の解除による払い戻しを受けてはホームページ・パンフレット等に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。
- (2) 本項(1)の規定は、第20項(当社の責任)又は第22項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

16. 旅行代金の払い戻しの時期

- (1) お客様が旅行先において必要な措置を講じること。
- (2) 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるをえないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかかわらずどのように努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努めます。

17. 旅程管理

- 当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努めます。
- (1) お客様が旅行先において必要な措置を講じること。
- (2) 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるをえないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかかわらずどのように努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努めます。

18. 当社の指示

お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは自由行動時間を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

19. 添乗員

- (1) 添乗員の同行の有無はホームページ・パンフレット等に明示いたします。
- (2) 添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員が同行しない旅行においては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務およびその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。
- (3) 添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。
- (4) 添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。また労働基準法の定めにも動務中、一定の休息時間を適宜取得させていただきます。
- (5) 本項(1)の規定に関わらず、当社の関与し得ない事由による日程変更が生じ、かつ旅程管理上やむを得ない場合においては、一部添乗員が同行しない区間が発生することがあります。

20. 当社の責任

- (1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日より起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2) お客様が旅行先において必要な措置を講じること。
- (3) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日より起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額は1人あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)といたします。
- (4) 航空運約料または航空会社の定めにより日程上実際に利用できない複数の予約(重複予約)をお持ちの場合、航空会社との予約が取り消されたとしても当社は責任を負いません。
- (5) 手配代行者とは、お客様に提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空・鉄道・バス・ホテル・レストラン等)の手配を当社に代わって手配する者をいいます。なお、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空・鉄道・バス・ホテル・レストラン等)の故意または過失により、お客様に損害が発生したときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。

21. 特別補償

- (1) 当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外來の事故により、その生命、身体に被られたことによる損害につきましては死亡補償金(2500万円)・後遺障害補償金(2500万円を上限)・入院見舞金(4万円~20万円)・後遺障害見舞金(2万円~10万円)を、また手荷物に対する損害につきましてはお客様1名(手荷物1個)は1対あたり10万円を上限、募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。なお、手荷物の損害に対しては保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。

- (2) 本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨ホームページ・パンフレット等に明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (3) お客様が募集型企画旅行参加中に被災した場合は、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合でも、自由行動中の山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ポプスル、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超経路動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金および見舞金を支払いません。ただし、当該募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (4) 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書(通帳および現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象外品については、損害賠償金を支払いません。
- (5) 当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を当社で負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

2.2. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けず。
- (2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後および、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、方角一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたことを認識したときは、旅行地および運賃やかにその旨を添乗員、幹線員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込日に申し出なければなりません。
- (4) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、この当該の責に専らを講ずるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならないとします。

2.3. オブショナルツアー又は情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収めて当社が企画・実施する募集型企画旅行(以下当社オブショナルツアーといいます)の第21項(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オブショナルツアーは、ホームページ・パンフレット等「企画者:当社」と明示します。
- (2) オブショナルツアーの運行事業者が当社以外の現地法人である旨をホームページ・パンフレット等で明示する場合は、当社は、当該オブショナルツアー参加中のお客様に発生した第21項(特別補償)で規定する損害に対しては、その間の規定に基づく補償金又は見舞金を支払います(但し、当該オブショナルツアーのご利用日または主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ・パンフレット等又は確定書面に記載した場合を除きます。また、当該オブショナルツアーの運行事業者の責任およびお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定めおよび現地法令に拠ります)。
- (3) 当社は、ホームページ・パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等に記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第21項の特別補償規程は適用せず(但し、当該オブショナルツアーのご利用日または主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ・パンフレット等又は確定書面に記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

2.4. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の【1】【2】【3】で規定する変更を除きます。)、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金および特約(として定めた)補償額を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更により当社に第20項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかなる場合には、変更補償金および特約(として定めた)補償額としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- 【1】次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金および特約(として定めた)補償額を支払いません(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず「運送・宿泊機関等の乗車・部屋その他の諸設備の不足(いわゆるオーバーブッキング)が発生したことによる変更の場合は変更補償金および特約(として定めた)補償額を支払います)。
- ア. 旅行日程・支障をもたらす悪天候、天災地変、1. 戦乱、ウ. 暴動、工、官公署の命令、欠航、不運、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画にない運送サービスの提供、キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
- 【2】第15項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金および特約(として定めた)補償額を支払いません。
- 【3】ホームページに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金および特約(として定めた)補償額を支払いません。
- (2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に第7項で定める変更補償金および特約(として定めた)補償額の合計額は、第7項で定める「旅行代金」の15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がひとり様につき、1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3) 当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金および特約(として定めた)補償額・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日以前までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
【1】ホームページ又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
【2】ホームページ又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地的変更		

【3】ホームページ又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級および設備の料金の合計額がホームページ又は確定書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限りならず)。	1.0%	2.0%
【4】ホームページ又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更		
【5】ホームページ又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地となる空港又は旅行終了地となる空港の異なる便への変更		
【6】ホームページ又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更		
【7】ホームページ又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が「宿泊機関」の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)		
【8】ホームページ又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更		
【9】上記【1】～【8】に掲げる変更のうちホームページ又は確定書面のツアー・タイトル欄に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

- 注1:ホームページの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞの差額につき1件として取り扱います。
- 注2:【9】に掲げる変更については、【1】～【8】の料率を適用せず、【9】の料率を適用します。
- 注3:1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。
- 注4:【4】【7】【8】に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。
- 注5:【3】【4】に掲げる運送機関が「宿泊機関」の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。
- 注6:【4】運送機関の会社名の変更、【7】宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関のものの変更に伴うものをいいます。
- 注7:【4】運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注8:【7】宿泊機関の等級は旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト若しくは当社のウェブページで閲覧の供しているリストによりします。

2.5. 通信契約による旅行条件

- 当社は、当社が発行するカード又は当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に旅行のお申し込みを受けられる場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。(受託旅行業者により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行業者により異なります。)
- (1) 本項でいう「カード利用日」とは、会員および当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日となります。
- (2) 申し込みの際、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。
- (3) 通信契約による旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合には、当社らがその通知を発した時に成立し、当社らがe-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- (4) 当社らは提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「ホームページ・パンフレット等」に記載する金額の旅行代金又は「第15項」に定める取消料の支払いを受けず、この場合、旅行代金のカード利用日【1】契約成立日とします。
- (5) 契約解除のお申し出があった場合、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内(減額後は旅行期間後の解除の場合は、30日以内)をカード利用日として払い戻します。
- (6) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、当社らが別途指定する期日までに現金で旅行代金をお支払いいただきます。当該期日までにお支払いいただけない場合は第15項(1)の【1】の取消料と同額の違約料を申し受けず。

2.6. 海外危険情報について

渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域に関する情報が発信されている場合があります。お申込の際に海外危険情報に関する書面をお渡しいたします。また、「外務省海外安全ホームページ」<https://www.anzen.mofa.go.jp/>でもご確認ください。なお、契約後ご出発までの間に、該当の国・地域に危険情報が出される場合がございます。極力お客さまにはその旨ご案内しますが、都合によりご案内できない場合に備えまして、ご出発の際、お客さまご自身で海外安全ホームページをご確認いただくようお願いいたします。

また、旅行日程・滞在先・連絡先などを登録すると、滞在先の最新の危険情報や緊急時の連絡メール等を受けられる外務省のシステム「タビレジ」のご登録をお勧めします。<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

2.7. 衛生情報について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ」でご確認ください。<https://www.forth.go.jp/>

2.8. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを補償するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、お申込日の販売員にお問い合わせください。

2.9. 個人情報の取扱い

(1) 当社らは、旅行申込みの受付に際し、所定の申込書に記載された項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であっても、お客様との連絡、手続は旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込、ご依頼をお引渡さないことがあります。

取得した個人情報は「受託販売欄」に記載された(総合)旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理してご対応いたします。

(2) 当社は、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただきますが、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当該旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内、旅行の安全確保に必要な範囲内、並びに旅行先土産品店等のお客様のお買物等5項(2)の最終旅程表に記載された運送機関・宿泊機関等及び保険会社、官公署、土産品店に対し、前号により取得した個人情報及び搭乗される航空便などに係る個人データを、予め電磁的方法等で送付することにより提供いたします。また、一部コースにおいて、同意をいただいたお客様については、観光庁の「ツアーセーフティネット」(緊急時においてお客様の安全確認等の連絡のための海外安全情報プラットフォーム)にお客様を登録するために必要な範囲で観光庁等に対し電磁的方法などにより提供いたします。なお、お申込みいただくときは、これらの個人データの取り扱いについてお客様に同意をいただくものとします。その他、当社らは、ご申込及び当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービス提供の統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただきますことがあります。

(3) 当社らは、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報を伺っています。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要がある当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。

(4) 当社は、手配り旅行業務、旅行添乗業務、空港等でのあふ旅サービス業務等において、本項(1)により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を当社へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託いたします。

(5) 当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社のグループ企業との間で共同して利用させていただきます。これは、当該グループ企業は、それぞれ企業の営業案内、お客様のお申込の簡素化、催し物内容のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。なお、お客様の個人データの開示・訂正・削除のお申出窓口、お客様の個人データと共同利用する当社グループ企業の名称及び個人データの管理を行っている当社グループ企業については、株式会社クロス・インターナショナルのホームページhttps://www.kronos.co.jp/privacy_policy.htmlをご参照ください。

3.0. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、ホームページ・パンフレット等に明示した日となります。

3.1. その他

- (1) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、旅行便動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様のご便宜をはかするため土産品店にご案内することがあります。お買物の際には、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手配はいたしません。先払戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご利用ください。その手続きは、土産品店・空港等でご確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。ワシントン条約や国内保護法により日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には充分ご注意ください。また、税関手続の状況、航空機の遅延などによる乗継時間の短縮などの理由により先払戻し手続きが出来ないことがあります。その場合でも当社はその責任を負いません。
- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4) このご代金は、旅行開始日当日を基準に満2才以上～12才未満の方に適用いたします。幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満2才未満で航空座席および客室におけるベッドを専用で使用するしない方に適用します。
- (5) 当社が募集型企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについてはホームページ・パンフレット表紙等に記載している発着空港を出発(集合)してから、当該空港に帰着(解散)するまでとなります。海外発着のものについては、日程表等でご案内した海外でのご集合場所にご集合してから、海外での解散場所まで解散するまでとなります。
- (6) 日本国内の空港等から、本項(5)の発着空港までの区間を別途手配した場合は、特に記載のない限りこの部分は募集型企画旅行契約の範囲に含まれません。
- (7) 当社らの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により、同サービスの条件に変更が生じた場合でも、第20項(1)および第24項(1)の責任を負いません。
- (8) お客様のローマ字氏名をお申し出またはご記入された際には、ご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りをお願いいたします。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必須となります。この場合、当社らは、お客様の交換の場面に準じて、第14項のお客様の交替手数料をいただきます。尚、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除したく場合もあります。この場合には第15項の当社指定の取消料をいただきます。
- (9) 当社が旅行企画・実施する募集型企画旅行商品は、ホームページ・パンフレット等に特に記載のある場合を除き、原則として航空座席の指定・並び席および客室の眺望・階数指定等を受取ることはできません。

この旅行条件書は2019年11月の基準に基づきます。
(更新日:2019年11月1日)